

○国土交通省告示第五百七十一号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）第九条第六項及び第二十条第六項の規定に基づき、国土交通大臣が別に定める要件を次のように定める。

令和二年四月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第九条第六項及び第二十条第六項に規定する国土交通大臣が別に定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である住宅の損害調査を行う場合にあつては、同法第二条第二項に規定する一級建築士又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者であること。

一 建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物である住宅（前号に掲げる住宅を除く。）の損害調査を行う場合にあつては、前号に掲げる者又は同法第二条第三項に規定する二級建築士であること。

三 前二号に掲げる住宅以外の住宅の損害調査を行う場合にあつては、前号に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士であること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。